

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(平成28年度)

- 地方公営企業の各事業体において、その事業の特性に応じた抜本的な改革等の取組が進められている。
 ○平成28年度中において、事業廃止で133事業、広域化等で45事業など、のべ280事業で抜本的な改革等が実施されている。
 ○事業廃止は宅地造成事業・介護サービス事業、広域化等は水道事業・病院事業・下水道事業、包括的民間委託は水道事業・下水道事業において積極的に取り組まれている。

(※)調査概要は別紙参照。また、取組を行った事業体の内訳は別添一覧参照。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立 行政法人(導入数) (※1)		広域化等 (※2)		指定管理者制度 (導入数)		包括的民間委託		PPP・PFI (導入数)	
133事業		12事業		6事業		45事業		17事業		56事業		11事業	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
6事業	127事業	2事業	10事業	2事業	4事業	2事業	43事業	4事業	13事業	3事業	53事業	5事業	6事業
水道	0	水道	0	水道	0	水道	16	水道	0	水道	22	水道	5
工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気事業	2	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0	電気事業	0
ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院(※3)	2	病院	2	病院	6	病院	7	病院	2	病院	1	病院	0
下水道	2	下水道	0			下水道	18	下水道	1	下水道	30	下水道	6
簡易水道(※3)	93	簡易水道	0			簡易水道	2	簡易水道	0	簡易水道	2	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	2	市場	2			市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	1	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	13	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	4	駐車場	0			駐車場	0	駐車場	4	駐車場	1	駐車場	0
観光・その他	7	観光・その他	0			観光・その他	0	観光・その他	1	観光・その他	0	観光・その他	0
介護サービス	8	介護サービス	8			介護サービス	2	介護サービス	6	介護サービス	0	介護サービス	0

(※1)公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2)広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の一体化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化及び病院事業における再編ネットワーク化等を指す。

(※3)病院事業の事業廃止(2事業)は、診療所への移行であり、簡易水道事業の事業廃止(93事業)は、水道事業又は簡易水道事業との統合によるものである。

合計

280事業

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(別紙)

総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付け自治財政局公営企業課長等通知)」等を踏まえ、平成28年度における地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について調査を実施。

1. 対象、調査の時点

調査対象事業: 地方公営企業決算状況調査の対象となる事業

調査時点: 平成29年3月31日現在

2. 調査の項目・定義

以下の7項目についての取組及びその検討状況

(1) 事業廃止

→ 民営化・民間譲渡、広域化等及び地方独立行政法人化など、他の法人等が事業を行うこととなる場合を除き、事業を廃止(一部廃止を含む)すること。

(2) 民営化・民間譲渡

→ 事務・事業を民間事業者(地方公共団体が出資する法人を含む)に譲渡し、又は引き継がせること。地方公営企業として行っていた事業を廃止し、かつ、当該事業を民営化・民間譲渡する場合もこの項目に該当する。

(3) 広域化等

→ 一の地方自治体の区域を越えて連携し、事務の共同処理(事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化等)を行うこと。下水道事業における最適化の取組や病院事業における再編・ネットワーク化の取組を含む。

(4) 指定管理者制度

→ 公の施設の指定管理者(地方自治法第244条の2に基づく指定管理者をいう。)制度を導入すること。

(5) 包括的民間委託

→ 性能発注・複数年契約により、複数業務を一括して民間事業者に委託すること。シェアードサービス(複数の地方自治体が共同の事務をまとめて一つの民間事業者に委託すること)は、本調査においては、広域化等に分類。

(6) PPP・PFI

→ PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に規定するPFI手法を導入すること、又は、実態としてPFI手法に類似した手法を導入すること。

(7) 公営企業型地方独立行政法人

→ 地方独立行政法人法上の公営企業型地方独立行政法人を設立すること。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(別紙)

3. 調査結果

- (1)平成28年度中に各事業体で実施された改革等の取組の取りまとめ
- (2)全団体の全事業における個別の取組及びその検討状況(以下のURL(総務省ホームページ)において公表)

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

4. 参考(地方公営企業の抜本的な改革等について)

- 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け自治財政局公営企業課長等通知)(抄)

各地方公共団体が公営企業の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、まず現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。

事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要がある。

- 「経済・財政再生アクションプログラム(改革工程表)」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(抜粋)

抜本的な改革の取組状況や課題等について調査するとともに、その結果について、個別団体ごとに公表し、「見える化」を推進。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

公営企業の抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。